

令和3年度湯川村販路拡大育成支援事業補助金の募集について

事業概要

湯川村では、販路拡大を目的とした事業を実施する企業へ補助金を交付します！！

【対象業種】

統計法第2条第9項に規定する統計基準である「日本標準産業分類」に基づく以下の業種が対象となります。

・製造業 ・情報通信業 ・卸売、小売業 ・飲食、サービス業

(以上のほか、村の振興に寄与すると村長が認めたものについては対象となります。)

【補助対象経費】

販路拡大に要する経費(合計額が20万円以上)のうち、以下の経費が対象となります。

・店舗(事務所・工場)等事業用資産の改修費(建物新築、改築は除く)
・器具及び機械設備等事業用資産の購入費(10万円以上のものに限る。)

※汎用性のあるもの、及び車両運搬具等は除く

その他販路拡大育成事業に必要な経費と認められたものについては対象となります。

【補助額】

補助対象経費の50/100以内。限度額50万円。

【申請の方法について】

本事業を申請予定の場合は、**令和3年8月31日(火)**までに、事業計画書(湯川村公式HPに様式を掲載)に必要書類(詳細は湯川村公式HPに掲載)を添えて湯川村産業建設課商工観光係窓口まで提出してください。(なお、申請を予定する場合は、事前に湯川村商工会にご相談ください。)

事業計画書をもとに検討を行い、補助対象者を決定します。

申請様式等は、湯川村公式ホームページよりダウンロードください。

【主な要件】

- ・湯川村商工会の販路拡大等に関する相談支援を受けていること。
- ・村内に創業(開業)してから1年以上経過していること。
- ・事業の採算性が見込まれること。
- ・過去に販路拡大育成支援事業補助金を受けていないこと。
(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の場合は、当該年度の4月1日から起算し、過去3年間販路拡大育成支援事業の交付を受けていなければ、再申請可能です。)
- ・事業、業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、第2条第1項及び同条第5項に規定するものでないこと。
- ・反社会的な活動を行わない者、またその他の社会通念に照らし補助することが適当であると判断されること。
- ・村税等の公共料金を滞納していないこと。

■その他注意事項■

※補助金の交付は内容を検討したうえで決定となります。必ず交付されるわけではありません。

※事業計画には、事業がどのように販路拡大に資するのかを、具体的に記載してください。

※事前着工は認められませんのでご注意ください。

お問い合わせ先

○補助金の申請について

湯川村産業建設課商工観光係

TEL :0241-27-8831 FAX :0241-27-3761 MAIL :kanko@vill.yugawa.fukushima.jp

○販路拡大等に関する相談支援について

湯川村商工会

TEL :0241-27-3957 FAX :0241-27-3992